

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年12月28日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年5月時点で高田警察署に所属していた全警察官のうち、交通取締りに従事したことのある者の職務経歴が分かるもの。」の開示請求を行ったが、文書の特定が不十分であったため、平成25年1月7日、実施機関は審査請求人に対し補正を求めたところ、平成25年1月15日、審査請求人は、開示を求める文書について、「平成23年5月1日時点で高田警察署に所属していた警察官のうち、平成23年5月のいずれかの日に交通取締りに従事したことのある者の職務経歴が分かるもの。」と補正する旨記載した行政文書開示請求書を提出した。

しかし、なお、文書の特定が不十分であったため、平成25年1月16日、実施機関は審査請求人に対し、さらに補正を求めたところ、平成25年2月4日、審査請求人は、「平成25年1月16日付けで県民サービス課情報公開係から通知のあった件について、従事者要件を取り下げ、所属課を交通課及び地域課とします。」と記載した行政文書開示請求書を提出し、開示を求める文書について、「平成23年5月1日時点で高田警察署に所属していた警察官のうち、平成23年5月のいずれかの日に交通課及び地域課に所属したことのある者の職務経歴が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に補正する旨申し出た。

#### 2 実施機関の決定

平成25年2月25日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

人事記録

##### （2）開示しない部分

ア 写真、職員番号欄、生年月日欄、旧氏名欄、本籍欄、出生地欄、現住所欄、学歴欄、家族（同居）欄、採用後の所属経歴欄の一部、任用欄の一部、退職事項欄の一部、研修欄、懲戒欄、療養欄、表彰欄、拝命以前の経歴欄、採用以前の経歴欄、拝命以後の経歴欄、採用以後の経歴欄

イ 氏名ふりがな欄の一部、欄外に記載の氏名の一部

(3) 開示しない理由

ア (2) のア

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。

イ (2) のイ

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため（条例第7条第2号に該当）。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成25年3月4日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不開示部分のうち、採用後の所属経歴欄、任用欄及び懲戒欄（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

### 4 諮問

平成25年3月14日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

奈良県情報公開条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分のうち、「採用後の所属経歴欄」「任用欄」「懲戒欄」を開示するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

「採用後の所属経歴欄」「任用欄」は個人に関する情報であるが、一方で奈良県警察の組織・職制に関する情報であるという側面も有している。しかし、この2つの情報を以って特定の個人を識別することができるとは言えず、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれはない。また、「懲戒欄」は、慣行として公にされている情報又は公にされることが予定されている情報である。よって、実施機関は、当該情報を開示すべきである。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 不開示とした理由等

##### ア 本件対象文書について

実施機関では、平成23年11月1日付けで審査請求人から「奈良県高田警察署職員の内、警部以上の階級にある者の氏名、職名、階級及び拝命から現在に至るまでの経歴が分かるもの。」という内容の開示請求を受けて人事記録の一部開示決定（不服申立等なし）を行った経緯があることから、本件開示請求に対しても、これと同様に「平成23年5月1日時点で高田警察署交通課及び地域課に所属していた全警察官の人事記録」を本件対象文書と特定するに至ったものである。

##### イ 本件対象文書の各不開示部分の不開示情報該当性について

###### (ア) 条例第7条第2号本文該当性について

###### i 総論

条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることなどを目的とするものであることから、県の保有する情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要があるとされている。

条例第7条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めている。

個人に関する情報とは、個人の内心の秘密に関する情報、個人の経歴又は社会的活動に関する情報、個人の財産に関する情報、個人の心身の状況に関する情報、個人の私生活に関する情報その他個人との関連性を有する全ての情報を意味し、具体的には、思想、信条、学歴、収入、病歴、家族関係その他の一切の個人情報という。

したがって、組織体の構成員としての個人に関する情報も含まれるものであり個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。

個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が必ずしも明確ではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示としている。

###### ii 対象文書の条例第7条第2号本文該当性について

本件対象文書である奈良県警察職員の人事記録は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、警察法（昭和29年法律第162号）、奈良県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月奈良県条例第19号）、奈良県警

察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）及び奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号）の規定に基づき、任命権者である警察本部長が職員の人事管理のために必要な情報として、警務部警務課長をして整備保管しているもので、人事記録は、採用された年によって若干の様式の相違はあるものの、当該人事記録には、職員の氏名及びふりがなのほか、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴、家族（同居人）、採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、記事、研修歴、懲戒歴、療養歴、表彰歴、採用（拝命）以前の経歴及び採用（拝命）以後の経歴の情報が記載されていることから、全体として、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する（条例第7条第2号該当）。

（イ） 条例第7条第2号ただし書該当性について

一方、特定の個人を識別できる情報を、原則として不開示とした結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、同号ただし書のいずれかに該当する場合には、これらの情報は不開示情報から除外することとされている。

i 条例第7条第2号アの解釈及び該当性

（i） 解釈

条例第7条第2号アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととされたものである。

「法令等の規定」は、何人に対しても等しく、閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合も考えられる。

「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(ii) 該当性の判断

まず、人事記録に記載された情報については、法令等の規定により公表が定められているものではない。

ただし、職員の氏名及び所属については、一般的には、県総務部人事課が編集兼発行している「奈良県職員録」への登載されているか否かが一定の基準となるものと考えられるが、これに加え、実施機関では、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名及び所属については、一般的に対外的な折衝や部下の指導監督など管理的な立場にあることから、人事異動の際に報道発表を行い、新聞等に掲載されることがあることから、これらの職員の氏名及び所属については、条例第7条第2号アに該当する情報と認められ、本件開示請求においても、条例第8条第1項の規定により開示した。

一方、これ以外の職員の氏名及び所属については、実施機関が警察法第2条の規定により「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」機関であり、かつ、これらの職員は第一線における犯罪捜査等の警察業務全般において実働的立場にあることから、人事異動時にも報道発表されず、上記奈良県職員録にも登載されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

ii 条例第7条第2号イの解釈及び該当性

(i) 解釈

条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる場合の個人情報という。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第9条）により図られる。

(ii) 該当性の判断

人事記録の全ての情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは認められず、条例第7条第2号イには該当しない。

### iii 条例第7条第2号ウの解釈及び該当性

#### (i) 解釈

条例第7条第2号ウの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者（職）がどのように職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととされたものである。

「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」とは、広く職務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関又は国若しくは独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、勤務成績、処分歴等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

#### (ii) 該当性の判断

本件対象文書は、具体的な職務遂行の内容に係る情報とは認められず、職員の人事管理上保有する情報として保護されるべきもので、条例第7条第2号ウに該当しない。

### (ウ) 条例第8条第2項該当性について

#### i 解釈

条例第8条第2項については、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定められたものである。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つ

の不開示情報を構成するものである。

しかし、個人識別情報については、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合があり、このような場合には、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

なお、「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととされているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第7条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなることから、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものについては、部分開示の規定を適用することとしている。

ただし、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものとして、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものが例示されている。

「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第2号に規定する不開示情報でないものとして取り扱うことを規定したものである。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることとされている。

## ii 該当性について

警部の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員に係る人事記録については、既に氏名が開示されており、本項について検討する余地はない。

それ以外の者の人事記録についても、当該人事記録には、職員の氏名及びふりがなのほか、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴及び家族（同居人）については、個人識別部分に該当し、これを開示することはできない。

また、これらを除いた採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、記事、研修歴、懲戒歴、療養歴、表彰歴、採用（拝命）以前の経歴及び採用（拝命）以後の経歴の情報については、これを公にすることにより、職場の同僚等の一定の範囲の者に個人が特定されることとなり、その結果、特定個人の知られたくない機微な情報が知られることになり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、これを開示することはできない。

ただし、上記を除く様式については、公にしても当該職員の権利利益を害す

るおそれがないと認められることから、その部分については開示することとした。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「主管課が不開示とした部分のうち、「採用後の所属経歴欄」及び「任用欄」については、個人に関する情報であるが、一方で奈良県警察の組織・職制に関する情報であるという側面も有している。しかし、この2つの情報を以って特定の個人を識別することができるとは言えず、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれはない。また、「懲戒欄」は、慣行として公にされている情報又は公にされることが予定されている情報である。」などとして、これらの情報の開示を求めるが、本件対象文書の条例第7条第2号及び条例第8条第2項の該当性を十分に検討した結果、(1)のとおりであると判断して原処分を行ったものであり、審査請求人の主張は、当たらない。

なお、審査請求人が不服申し立てした部分について次のとおり補足する。

### ア 「採用後の所属経歴欄」「任用欄」について

「採用後の所属経歴欄」には当該職員が警察官又は一般職員として奈良県警察に採用されてから現所属に至るまでの所属及び配属された年月が記載されている。

また、「任用欄」には当該職員が各階級の昇任試験に合格した年月日及び各階級、職に昇任した年月日が記載されている。

審査請求人は審査請求理由で「採用後の所属経歴欄」「任用欄」は、個人に関する情報であるが、一方で奈良県警察の組織・職制に関する情報であるという側面も有していると主張する。

しかし、人事記録に記載されている職員個人の経歴等の情報は当該職員の個人情報にはかならず、人事記録が主管課において人事管理上整備保管されているもので、審査請求人が主張するような奈良県警察の組織・職制に関する情報という側面は有していない。

次に、階級別による開示判断であるが、警部以上である職員の警部昇任日以降の所属経歴、昇任年月日等（以下「経歴等」という。）については条例第7条第2号ただし書アにいう「慣行として公にされている情報」に該当するとして開示している。ただし、当該職員であっても警部補以下の経歴等については慣行として公にされている情報ではないことから不開示としている。

警部補以下の職員の経歴等については、氏名が慣行として公にされている情報ではない上、たとえ氏名を不開示としても採用後の所属経歴、各階級への昇任年月等が開示されれば、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなり、又は特定の個人を識別することはできなくても公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあることから不開示としたものである。

また、「任用欄」に記載されている各階級の昇任試験合格年月日については、当該職員が警部以上に昇任した年月日は、人事異動情報として条例第7条第2号ただし書アにいう慣行として公にされている場合に該当するが、当該職員が昇任試験にいつ合格したかは本人の個人情報そのものであり、報道発表もされず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため不開示としている。

### イ 「懲戒欄」について

審査請求人は審査請求理由で「懲戒欄」は、慣行として公にされている情報又は公にされることが予定されている情報であると主張する。

「懲戒欄」については当該職員が、懲戒処分、訓戒処分及び注意処分（以下「懲戒処分等」という。）を受けた場合にはその処分年月日、処分結果、処分者名が記載される。

人事記録の懲戒欄に記載されている懲戒処分等の処分歴は実施機関が職員の人事管理上保有するものであって、当該職員の個人情報にほかならない。また、懲戒欄は懲戒処分等を受けた場合に記載されるものであるが、職員が懲戒処分等を受けていないこともまた当該職員の個人情報であるため、空欄であっても条例第7条第2号に該当する。

仮に、懲戒欄に記載されている懲戒処分等が発表されていたとしても、「懲戒処分の発表の指針」（平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号警察庁長官官房通達）に基づく懲戒処分の発表は、「職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分」、「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」及び「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するために発表することが適当であると認められる懲戒処分」について事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているものの、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととされている。

また、新聞報道が、「慣行として公にされているものに該当するか」について、国の情報公開審査会は、「過去に発表された事件であっても時間の経過とともに公益性が低下し、個人情報保護の必要性が高まっていると認められ、公開決定時に公にされている情報以外は、原則非公開」と答申している。

つまり、懲戒処分の概要等が過去に公表されたとしてもその1回限りのものであり、警察白書等の刊行物に掲載されているものでない以上、相当の期間が経過した時点においてまで公表する必要はない。

さらに、公務員の懲戒処分に関する文書の非開示決定に係る東京地方裁判所判決（平成10年11月12日平成9年（行ウ）219号）は、公務員の公務に関連した情報であっても、勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものは、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではないと判示している。

以上のことから、懲戒欄の処分歴については条例第7条第2号ただし書アにいう慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、公務員の個人に関する情報にあたり条例第7条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。

## ウ その他

審査請求人は、開示決定された文書の閲覧等を行うことなく、実施機関が送付した行政文書一部開示決定通知書の開示しない部分とその理由の説明内容を基に審査請求を行ったものである。よって、審査請求人は本件対象文書の内容を承知していないため、各欄の記載内容についての具体的な説明は本理由説明書では省略する。

### (3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

## 2 口頭理由説明

審査請求人は、本件決定で不開示とした部分のうち、採用後の所属経歴並びに任用欄及び懲戒欄の記述の開示を求めているが、そもそも本件決定において特定した人事記録は、適正な人事管理に必要なものであって、職員の住所、家族構成及び職員個人の経歴が記載されており、文書の性質上、全体が個人情報に該当するものである。警部の氏名及び職名については、人事異動時に報道発表されるなど、慣行上、公にされているものであることから、開示請求者の益となるよう、これらの情報を開示しているが、人事記録に記載されたその他の情報は、慣行上公にしていない。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成23年5月1日時点で高田警察署に所属していた全警察官のうち、交通課及び地域課に勤務する者の人事記録である。

人事記録は、実施機関における人事管理のために必要な情報として、警務部警務課長が保管しているものである。

### 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

#### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、職員の氏名、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴、家族、採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、研修歴、懲戒歴、療養歴等職員個人に関する詳細な情報が記載されていた。これらの情報は、全体が実施機関の職員に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることから、本件不開示情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

### (2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同号ただし書アについて、人事記録は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではない。

実施機関の職員の懲戒処分については、その概要が実施機関により公表されていることから、審査請求人は、本件不開示情報のうち「懲戒欄」について、慣行として公にされている情報又は公にされることが予定されている情報であると主張している。しかしながら、人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、「懲戒欄」に係る記述に、過去に公表された懲戒処分に係る情報が一部含まれているとしても、プライバシー情報の一部を構成するものとして捉えることが相当であり、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当しない。

また、本件不開示情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件不開示情報は、職員個人に関する詳細な経歴の情報であり、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ウに該当しない。

### (3) 条例第8条第2項該当性について

条例第8条第2項は、行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

審査請求人は、「採用後の所属経歴欄」及び「任用欄」について、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれはないと主張しているが、人事記録は、前述のとおり、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、条例第8条第2項

に規定する部分開示になじまないと認められる。

(4) まとめ

以上のことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

**4 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年12月 1日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年 1月 5日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成29年10月27日 (第212回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年11月24日 (第213回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成30年 1月25日 (第215回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 2月22日 (第216回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 5月25日 (第219回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 6月27日 (第220回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 7月24日 (第221回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成30年 8月21日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	